

自家用車活用事業について、現行法の枠内で可能であると思われ、事業採算の改善やドライバー確保を通じた不足改善のため直ちに実施してほしいとの事業者（既に自家用車活用事業が実施されている地域のタクシー事業者その他の者）等の要望を事務局において取りまとめた。

（１）地域・時間帯・台数制限等の運用改善

- 時間帯・台数・地域制限の緩和・撤廃（まずは、酷暑、電車トラブル、イベント時）。
※ 事業採算面及びドライバーの確保の両面で不可欠のこと。
- 営業所単位での台数制限を撤廃し、事業者単位に変更。
※ 遊休タクシー車両を活用する場合、ドライバー同士で通勤利便性の高い特定の営業所の許可台数の枠を取り合う形となり、本来稼働することができるドライバーが思うように稼働できないとの事業者・ドライバー双方からの指摘
- 自家用車の発着地として、空港や駅前等の利用の円滑化。（現状では、駅のロータリーでの乗降ができないとの声あり。）

（２）実施主体の拡大

- 実施主体を、ハイヤー事業者のほか、運転代行業者などの道路運送法で規制されていない事業者も広く含む方向で拡大。※道路運送法の規制下でない鉄道事業者が認められ、運転代行業者が認められない理由は何かとの指摘あり。

※ その他

- ・ 雇用契約が前提であるために、勤務時間の制限があることから、業務委託を可能としてほしいとの事業者・ドライバー双方の要望（参考 資料 1 - 2、資料 1 - 3 の④参照）。
- ・ 空港アクセス型、観光需要対応型の乗合タクシーについて、関係する全ての地域公共交通会議での協議を経ることなく、一般乗合旅客自動車運送事業の許可がなされる運用を徹底してほしいとの事業者の要望。
- ・ 自家用有償旅客運送については、首長の判断で協議が調ったとされる運用の実施状況や、ローカルルールの見直し状況等のフォローアップを実施予定。また、福祉有償運送についてのヒアリングも実施予定。